

新潟県条例第7号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2条 <u>昭和50年8月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成34年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、100分の4とする。</u></p>	<p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2条 <u>昭和50年8月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成29年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、100分の4とする。</u></p>

第2条 法人の県民税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2条 <u>昭和50年8月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成34年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、<u>100分の1.8</u>とする。</u></p> <p>(中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第3条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除き、地方税法（昭和25年法律第226号）第24条第6項において法人とみなされるものを含む。）であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（地方税法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。）が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>1.8分の0.8</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第2条 <u>昭和50年8月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成34年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、<u>100分の4</u>とする。</u></p> <p>(中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第3条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除き、地方税法（昭和25年法律第226号）第24条第6項において法人とみなされるものを含む。）であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（地方税法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。）が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>4分の0.8</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に

開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。